

第76回 税理士試験

〔 酒 税 法 〕

解答速報

第 7 6 回 税 理 士 試 験 酒 税 法

Z－76－G〔第一問〕解 答

問 1

(1) 酒税法における「発泡酒」の定義（3点）

発泡酒とは、次に掲げる酒類（清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、みりん、ビール、果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコールに該当する酒類を除く。）で発泡性を有するもの（アルコール分が20度未満のものに限る。）をいう。

- ① 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類（麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。）
- ② ①に掲げる酒類以外の酒類で、ホップ又は一定の苦味料を原料の一部としたもの
- ③ ①又は②に掲げる酒類以外の酒類で、香味、色沢その他の性状がビールに類似するものとして一定のもの

(2) 酒税法第30条の6第1項《納期限の延長》に基づき、税務署長が行うことができる措置（3点）

酒類製造者が、納税申告書をその提出期限内に提出した場合において、その納期限内に納期限の延長についての申請書をその申告書の提出先の税務署長に提出し、かつ、その申告書に記載した酒税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、その税務署長は、その酒類製造者が酒類の販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由によりその担保の額に相当する酒税をその納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、1月以内、その担保の額に相当する酒税の納期限を延長することができる。

(3) 租税特別措置法第87条の6《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の趣旨（3点）

地方創生の促進及び日本産酒類の認知度向上を通じた輸出促進を図るため、酒類製造者が輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の製造場において訪日外国人旅行者等の免税購入対象者に対して販売した酒類に係る酒税については、一定の手続の下に免除することになっている。

(4) 酒類の販売業免許を取り消すことができる事由（3点）

酒類販売業者が次のいずれかに該当する場合には、税務署長は、酒類の販売業免許を取り消すことができる。

- ① 偽りその他不正の行為により酒類の販売業免許を受けた場合。
- ② 販売業免許の欠格要件に規定する者に該当することになった場合。
- ③ 2年以上引き続き酒類の販売業をしない場合。
- ④ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定による命令に違反した場合。

※ 上記①～④のうち、3つを挙げることとなる。

(5) 原料用酒類の移出の禁止の規定が設けられている趣旨（3点）

製造免許を受けないで製造した原料用酒類は、それ自体酒類の原料又は中間製品であり、独自の酒類として流通することを予期していないことから、これを自由に移出することを容認してしまうと、品目ごとに酒類の製造免許を受けなければならないという酒税法の趣旨に反することになるため、所轄税務署長の承認を受けないで、その製造場から移出することは原則として禁止されている。

問 2 酒税法第28項第1項《未納税移出》の規定が設けられている趣旨及びその適用要件

1 趣 旨（5点）

酒類が製造場から移出されるときは、原則として、酒税の納税義務が発生することになるが、一旦製造場から移出された酒類であっても、直ちにそれが消費面に流れず、他の酒類の原料として使用されるような場合がある。このように、まだ消費のための流通過程に入らない段階において酒税を課税することは、消費税本来の建前から好ましくないため、移出時課税の原則に対して例外規定を設け、酒類を法定の手続に従ってその製造場から移出するときは、その移出した酒類に対する酒税を免除することになっている。

2 適用要件（10点）

酒類製造者が、次のそれぞれに掲げる酒類をその酒類の製造場から次のそれぞれに掲げる場所（(1)②から⑨までに掲げる酒類の蔵置場については、当該蔵置場の設置につき、その蔵置場の所在地の所轄税務署長の許可を受けた蔵置場に限る。）へ移出する場合には、その移出に係る酒税を免除する。

(1) 事後申告制度によって未納税移出をすることができる場合

- ① 酒類製造者が酒類の原料とするための酒類……当該酒類をその原料とする酒類の製造場
- ② 輸出業者が輸出するための酒類……当該酒類の蔵置場
- ③ 自己の他の酒類の製造場又は蔵置場に移入するための酒類……当該酒類の製造場又は蔵置場
- ④ 他の酒類製造者の酒類の製造場又は蔵置場に移入するための酒類のうち次に掲げるもの……当該製造場又は蔵置場
 - イ 当該他の酒類製造者がその移入をした後その商標を表示して更に移出することが明らかなもの
 - ロ 当該他の酒類製造者が容器へ詰めることを委託され、その委託をした者の酒類の製造場又は蔵置場へ更に移出することが明らかなもの
 - ハ 酒類製造者から酒類（当該酒類製造者が製造免許を受けた品目の酒類に限る。）の製造の委託を受けた酒類製造者が、その委託を受けて製造した酒類を容器に詰めるため当該他の酒類製造者の酒類の製造場又は蔵置場（その委託をした者の酒類の製造場又は蔵置場を除く。）へ移入するもので、当該他の酒類製造者がその移入をした後その委託をした者の酒類の製造場又は蔵置場へ更に移出することが明らかなもの
- ニ 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続による換価に係る酒類の製造場から移入するその換価に係るもの
- ⑤ 酒類製造者が主となって組織する法人（酒類製造者である法人を除く。）の酒類の蔵置場に移入するための酒類のうち次に掲げるもの……当該蔵置場
 - イ その法人を組織する酒類製造者の酒類の製造場又は蔵置場から移入するもの
 - ロ イに規定する酒類製造者以外の酒類製造者の酒類の製造場又は蔵置場から移入するもので、その法人がその移入をした後その商標を表示して更に移出することが明らかなもの
 - ハ イに規定する酒類製造者以外の酒類製造者の酒類の製造場又は蔵置場から移入するもので、その法人が容器へ詰めることを委託され、その委託をした者の酒類の製造場又は蔵置場へ更に移出することが明らかなもの
- ⑥ ④ロもしくはハ又は⑤ハの委託に基づき容器に詰められた酒類をこれらの委託を受けた者の酒類の製造場又は蔵置場からこれらの委託をした者の酒類の製造場又は蔵置場に移入するためのもの……当該製造場又は蔵置場
- ⑦ 酒類製造者が主となって組織する法人の酒類の蔵置場に⑤イの規定の適用を受けて移入した酒類をその蔵置場からその法人を組織している酒類製造者の酒類の製造場又は蔵置場に移入するためのもの（④に該当するものを除く。）……当該製造場又は蔵置場
- ⑧ 未納税移出の規定の適用を受けて酒類の製造場又は蔵置場から移出した酒類をその製造場又は蔵置場に戻し入れるためのもの……当該製造場又は蔵置場
- ⑨ 果実酒を集荷して移出する者の蔵置場に移入するための果実酒……当該蔵置場

(2) 事前承認制度によって未納税移出をすることができる場合

(1)に掲げる酒類以外の酒類で、その酒類を他の製造場又は蔵置場へ移出することにつき、その酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの……当該他の製造場又は蔵置場

※ 上記(1)①～⑨及び(2)のうち、5つを挙げることとなる。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

Z－76－G〔第二問〕解 答

品目及びその判定理由

商品A（判定理由と併せて4）

品 目	雑 酒
-----	-----

（判定理由）

前段の酒類は、米、米こうじ及び水を原料として発酵させてこしたもので、アルコール分が22度未満であるため、清酒に該当する。

後段の酒類は、果実及び水を原料として発酵させたもので、アルコール分が20度未満であるため、果実酒に該当する。

清酒に果実酒を加えて発酵させたものは、清酒及び果実酒に該当しない。エキス分が2度以上の醸造酒であるが、アルコール以外の酒類を使用しているため、その他の醸造酒にも該当しない。雑酒に該当する。

商品B（判定理由と併せて4）

品 目	ビール
-----	-----

（判定理由）

麦芽、ホップ及び水を主原料として発酵させたものは、アルコール分が20度未満で、麦芽の重量(500kg)がホップ及び水以外の原料の重量の50% $((500\text{kg}+100\text{kg}+5\text{kg}+5\text{kg})\times 50\%=305\text{kg})$ 以上であり、こんぶ及びかぼちゃの重量 $(5\text{kg}+5\text{kg}=10\text{kg})$ が麦芽の重量の5% $(500\text{kg}\times 5\%=25\text{kg})$ を超えていないため、ビールに該当する。

当該ビールにホップを加えて発酵させたものは、アルコール分が20度未満で、麦芽の重量(500kg)がホップ及び水以外の原料の重量の50% $((500\text{kg}+100\text{kg}+5\text{kg}+5\text{kg})\times 50\%=305\text{kg})$ 以上であり、こんぶ及びかぼちゃの重量 $(5\text{kg}+5\text{kg}=10\text{kg})$ が麦芽の重量の5% $(500\text{kg}\times 5\%=25\text{kg})$ を超えていないため、ビールに該当する。

商品C（判定理由と併せて4）

品 目	スピリッツ
-----	-------

（判定理由）

果実、砂糖及び水を原料として発酵させたものは、アルコール分が15度未満で、砂糖を使用しており、砂糖の重量(105kg)が果実に含まれる糖類の重量(200kg)を超えていないため、果実酒に該当する。

当該果実酒を蒸留したものは、糖類(砂糖)を使用した果実酒を蒸留したものであるため、ブランデーに該当しない。エキス分が2度未満の蒸留酒であるため、スピリッツに該当する。

当該スピリッツにスピリッツを加えたものは、同一品目どうしの混和であるため、スピリッツに該当する。

商品D（判定理由と併せて4）

品 目	みりん
-----	-----

（判定理由）

米、米こうじ及び原料用アルコールを主原料とした混成酒でこしたものは、アルコール分が15度未満で、エキス分が40度以上であるため、みりに該当する。

商品 E （判定理由と併せて 4）

品 目	果実酒
-----	-----

（判定理由）

果実、砂糖及び水を原料として発酵させたものは、砂糖を使用しており、砂糖の重量(210kg)が果実に含有される糖類の重量(220kg)を超えているものではないが、アルコール分が15度以上であるため、果実酒に該当しない。甘味果実酒に該当する。

アルコール分が15度以上20度未満であることにより果実酒に該当しない当該甘味果実酒に炭酸水を加えてアルコール分が15度未満の酒類としたものは、果実酒に該当する。

商品 F （判定理由と併せて 4）

品 目	単式蒸留焼酎
-----	--------

（判定理由）

前段の酒類は、単式蒸留機による蒸留酒であり、アルコール分が45度を超えているため、原料用アルコール(単式蒸留アルコール)に該当する。

後段の酒類は、単式蒸留機による蒸留酒であり、アルコール分が45度以下であるため、単式蒸留焼酎に該当する。

単式蒸留アルコールに単式蒸留焼酎を加えたものは、アルコール分が45度以下であるため、単式蒸留焼酎に該当する。

商品 G （判定理由と併せて 4）

品 目	ビール
-----	-----

（判定理由）

麦芽、ホップ及び水を主原料として発酵させたものは、アルコール分が20度未満で、麦芽の重量(600kg)がホップ及び水以外の原料の重量の50% $((600\text{kg} + 10\text{kg} + 5\text{ kg} + 3\text{ kg} + 2\text{ kg}) \times 50\% = 310\text{kg})$ 以上であり、ごま、かき及び蜂蜜の重量 $(10\text{kg} + 5\text{ kg} + 3\text{ kg} = 18\text{kg})$ が麦芽の重量の5% $(600\text{kg} \times 5\% = 30\text{kg})$ を超えていないため、ビールに該当する。

商品 H （判定理由と併せて 4）

品 目	リキュール
-----	-------

（判定理由）

米、米こうじ及び水を主原料として発酵させたものは、そばを使用しているため、清酒に該当しない。エキス分が2度以上の醸造酒であるが、アルコール分が20度以上であるため、その他の醸造酒にも該当しない。雑酒に該当する。

当該雑酒に果実を加えたものは、エキス分が2度以上の混成酒であるため、リキュールに該当する。

① 適用税率

品 目	商品名	計 算 過 程	税 率 (円／kℓ)
雑 酒	A		200, 000
ビール	B		181, 000
スピリッツ	C		370, 000
みりん	D		20, 000
果実酒	E	その他の発泡性酒類	80, 000
単式蒸留焼酎	F	200, 000円＋10, 000円×(45度－20度)＝450, 000円	450, 000
ビール	G		181, 000
リキュール	H		120, 000
リキュール	I	低アルコール分	80, 000

② 課税標準数量

品 目	商品名	計 算 過 程	課税標準数量 (ml)
雑 酒	A	(1) 課税標準たる数量 0.72ℓ×200ケース×6本+0.72ℓ×200本=1.008kℓ (2) 輸出免税の適用を受けようとする数量 0.72ℓ×200本=0.144kℓ (3) 課税標準数量 (1)－(2)=0.864kℓ } 1	864,000
ビール	B・G	0.35ℓ×3,000ケース×24本－0.35ℓ×20本+0.35ℓ×3,000ケース×24本=50.393kℓ (注) 食品衛生法の規定による酒類の収去は、非課税であるため、課税されない。 1	50,393,000
スピリッツ	C	(1) 課税標準たる数量 0.72ℓ×1,500ケース×6本+0.35ℓ×30本=6.4905kℓ (2) 輸出免税の適用を受けようとする数量 0.35ℓ×30本=0.0105kℓ (3) 課税標準数量 (1)－(2)=6.48kℓ } 1	6,480,000
みりん	D	1.8ℓ×1,200ケース×24本=51.84kℓ	51,840,000
果実酒	E	0.35ℓ×400ケース×24本+20ℓ+200ℓ=3.58kℓ (注) 製造場内での酒類の試飲は、移出とみなされて課税される。 1	3,580,000
単式蒸留焼酎	F	(1) 課税標準たる数量 0.7ℓ×1,000ケース×12本=8.4kℓ (2) 輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税の適用を受けようとする数量 0.7ℓ×120本=0.084kℓ (3) 課税標準数量 (1)－(2)=8.316kℓ } 1	8,316,000
リキュール	H	0.5ℓ×1,000ケース×20本=10kℓ	10,000,000
リキュール	I	0.2ℓ×40本=0.008kℓ	8,000

③ 課税標準数量に対する本則税額

課税標準数量に対する 本則税額の合計額	17,957,573 円
------------------------	-----------------

品 目	商品名	計 算 過 程	課税標準数量に 対する本則税額 (円)
雑 酒	A	$200,000\text{円} \times 0.864\text{k}\ell = 172,800\text{円}$	3 172,800
ビール	B・G	$181,000\text{円} \times 50.393\text{k}\ell = 9,121,133\text{円}$	3 9,121,133
スピリッツ	C	$370,000\text{円} \times 6.48\text{k}\ell = 2,397,600\text{円}$	3 2,397,600
みりん	D	$20,000\text{円} \times 51.84\text{k}\ell = 1,036,800\text{円}$	3 1,036,800
果実酒	E	$80,000\text{円} \times 3.58\text{k}\ell = 286,400\text{円}$	3 286,400
単式蒸留焼酎	F	$450,000\text{円} \times 8.316\text{k}\ell = 3,742,200\text{円}$	3 3,742,200
リキュール	H	$120,000\text{円} \times 10\text{k}\ell = 1,200,000\text{円}$	3 1,200,000
リキュール	I	$80,000\text{円} \times 0.008\text{k}\ell = 640\text{円}$	3 640

④ 課税標準数量に対する酒税額

課税標準数量に対する 酒税額の合計額	17, 508, 633 円
-----------------------	-------------------

品 目	商品名	計 算 過 程	課税標準数量に 対する酒税額 (円)
		税率の特例 (1) 前年度課税移出数量 20kℓ + 500kℓ + 230kℓ + 210kℓ + 90kℓ + 50kℓ + 550kℓ + 110kℓ = 1, 760kℓ ≤ 3, 000kℓ ∴ 適用あり ① 1, 000kℓ 超 1, 300kℓ 以下の品目あり (2) 当年度酒税累計額 ① 4 月～ 7 月分 81, 000, 000円 ② 8 月分 17, 957, 573円 ③ ① + ② = 98, 957, 573円 ≤ 100, 000, 000円 ∴ 当月分すべて特例適用 (3) 区分及び割合 ① 80, 000, 000円 < (2) ① ≤ 100, 000, 000円 ② 80, 000, 000円 < (2) ③ ≤ 100, 000, 000円 ∴ 当月分すべて 2. 5% ① (4) 軽減後酒税額 17, 957, 573円 × 97. 5/100 = 17, 508, 633円	③ 17, 508, 633

⑤ 控除を受けようとする酒税額

控除を受けよう とする酒税額の合計額	1,235 円
-----------------------	---------

品 目	商品名	計 算 過 程	控除を受けよう とする酒税額 (円)
みりん	D	9月分以後の申告書で戻入控除の適用を受けるため、当月の申告書では、戻入控除の適用はない。 1	
ビール	G	戻入控除 (1) 税 率 181,000円 (2) 戻入数量 $0.35\ell \times 20\text{本} = 0.007\text{k}\ell$ (3) 控除税額 ① 本則税額 $181,000\text{円} \times 0.007\text{k}\ell = 1,267\text{円}$ ② 区分及び割合 イ $80,000,000\text{円} < 98,957,573\text{円} \leq 100,000,000\text{円}$ ロ $98,957,573\text{円} - 1,267\text{円} = 95,956,306\text{円}$ $80,000,000\text{円} < 98,956,306\text{円} \leq 100,000,000\text{円}$ $\therefore 2.5\%$ ③ 控除税額 $1,267\text{円} \times 97.5/100 = 1,235\text{円}$	3 1,235

⑥ 納付すべき酒税額

計 算 過 程	納付すべき酒税額 円
$17,508,633\text{円} - 1,235\text{円} = 17,507,398\text{円} \rightarrow 17,507,300\text{円}$ (100円未満切捨)	17,507,300

(注) 1、3、4は配点基準を表す。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

●合否のポイント

理論は、本年度においてもここ数年続いている形式を踏襲した出題がなされた。

問1では、(1)～(5)の小問が5つ出題され、酒税法に関する幅広い知識が問われたが、これらのうち(1)の「発泡酒の定義」及び(4)の「販売業免許の取消事由」については、それぞれ、計算の知識や製造免許の取消事由等の知識を駆使して解答し、部分点が取れていれば十分と思われる。また、(2)では、「納期限の延長」について問われたが、問題文の読み取りで戸惑い、何を解答すべきか判断に迷った受験生が多かったと思われる。他の設問については、十分に解答可能であったため、これらを中心にしっかりと得点できたかがポイントとなる。

また、問2は、《未納税移出》についての出題であったが、問題文にはその適用要件のうち、どれを解答として求めているかについての具体的な指示はなく、単にその適用要件について「5つ」述べることが求められていたのみであった。

そのため、すべての適用要件の中から、何を解答として選択するかの判断が求められているという面もあり、適用要件の中から、何を「5つ」選択して解答するか、判断に迷った受験生も多かったと思われる。このような場合、例えば、当該適用要件が酒税法本法に記載されているものか、又は政令等に記載されているものか、あるいは答案用紙の解答スペース、答案作成時間との兼ね合い等に基づき、解答すべき適用要件「5つ」を的確に判断し、解答できたかどうかで得点に差が生じるとと思われる。

計算についても、これまでの出題を踏襲した、酒類の判定と税額計算が一体となった1題形式での出題であった。酒類の判定に関しては、一部判断に迷う箇所も見受けられたが、それ以外は比較的解答しやすい問題であった。また、税額計算は、税率の特例の出題であったが、答練等で練習を重ねていたとおりの出題形式であった。酒類の判定で確実に得点を重ね、税額計算でどれだけケアレスミスを防ぎ、冷静に解答出来たかがポイントになるとと思われる。

●合格ライン

〔第一問〕
25点以上が合格確実ライン、20点がボーダーラインになるとと思われる。

〔第二問〕
63点が合格確実ライン、58点がボーダーラインになるとと思われる。

予想配点による採点で88点が合格確実ライン、78点がボーダーラインになるとと思われる。

●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
78 点以上	－	次の科目に進みましょう。
70 点～77 点	平均点以上	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「基礎マスター＋上級コース」で実力維持も図りましょう。
	平均点未満	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。
69 点以下	－	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。

各コースの詳細はこちらからご確認ください。⇒





夏の税理士オンライン特別セミナー

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

要予約

※各セミナー
先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験は科目ごとに出题傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、講義を展開しています。当 Zoom セミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月・9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月・9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/18 (火) 19:30 ~ 20:30	8/20 (木) 19:30 ~ 20:30	8/21 (金) 19:30 ~ 20:30
		
河井 翔太 講師	渡辺 俊宏 講師	松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/24 (月) 19:30 ~ 20:30	8/23 (日) 10:00 ~ 11:00	8/17 (月) 19:30 ~ 20:30
		
内山 隆一 講師	阿部 史生 講師	二宮 良之 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座
ホームページで配信！

ご視聴はこちら



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座
固定資産税

松葉 貴 講師

配信予定: 8/7(金)～



どこよりも早い分析！ この夏の就職市場を知る！

要予約

※先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験が終わった今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活はどのような状況なのか？」「短期間でできる効果的な選考対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから分析していきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2026年の夏の就職説明会の傾向分析
- 短時間でできる効果的な選考対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

加藤 貴之

開催日時:

8/25(火) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

■本試験後の
「受験プランニング」



■令和8年度(第76回)税理士試験
「解答解説会動画」



※要申込※



8/10(月)
12:00より
公開予定

\\ さらに //

令和8年度(第76回)税理士試験
受験番号をご報告いただいた方に
下記の特典をプレゼント!

■抽選で500名に!
「選べるe-GIFT 5,000円」

※当選した方には10月下旬にご案内をお送りします。

■令和8年度(第76回)税理士試験
「解答への道」

本試験問題の設問ごとの詳しい解説をご確認ください。

受験番号の
報告はこちら



9/30(水)締切

■令和8年度(第76回)税理士試験
「本試験分析会動画」
(簿記・財表・法人・所得・相続・消費)

本試験の出題傾向や難易度を分析し、受講生の出来具合を調査した上で合格ライン等について各科目の担当講師が詳しくお伝えします。

8/14(金)
より
公開予定

特典は受験番号報告時にご登録いただいたメールアドレスにお送りします。